

2022年12月23日(金)

ツイート

シェアする 0

注目! 【診療報酬】 マイナ保険証の加算を来年4-12月に3区分に 中医協が答申

中央社会保険医療協議会 総会（第535回 12/23）《厚生労働省》

発信元: 厚生労働省 保険局 医療課 カテゴリ: 診療報酬 臨時・特例措置 改定答申

関連資料

PDFダウンロード

中央社会保険医療協議会は23日、医療分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を促すための診療報酬の特例措置を答申した。マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）を初診の患者が使わない場合、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を現在の4点から6点に引き上げる(参照)。

マイナ保険証を使う場合の点数は2点に据え置く(参照)。このため、初診患者がマイナ保険証を使う場合と使わない初診患者の点数の差は現在の2点から4点に広がる。

この加算は、医療DXの推進策として10月に新設された。本来は初診患者のみが対象だが、マイナ保険証を使わない再診の患者にも期限付きで広げ、2点を算定できるようにする。マイナ保険証を使う再診患者は対象にしない(参照)。点数設定は3区分になる。

厚生労働省は、再診患者にこの加算を算定する場合は薬剤情報のほか、必要に応じて健診情報なども確認するよう医療機関に求める(参照)。年明け以降に通知で規定する方針。

一方、調剤では、マイナ保険証を使わない場合が4点（現行3点）、使う場合が1点（1点）の2通りの設定にする。マイナ保険証を使う患者と使わない患者の差は、現在の2点から3点に広がる(参照)。

これらは2023年4月から12月末までの期限付きの措置(参照)。

資料はこちら

ダウンロード

- 〇個別改定項目について 補足説明資料 総-6

詳細

- 〇個別改定項目について 補足説明資料 総-6

資料を使う

- 中央社会保険医療協議会 - 総会（第535回）

ニュースの関連資料も一緒に確認できます。

関連資料

- [医療改革] オンライン資格確認、6つのケースで導入猶予 中医協で厚労省案

2022年3月より、資料名称、参照ページの表示を変更いたしました。

従来のPDFの資料参照に加え、画像としてのダウンロードやテキストの抽出と参照ができるようになりました。

本件に関するお問い合わせはinfo@wic-net.comまでお願いいたします。

ダウンロードしたPDFファイルを閲覧・印刷するには、Adobe Reader（またはAdobe Acrobat Reader）がインストールされている必要があります。

まだインストールされていない場合は、[こちら](#)より、Adobe Readerを予め、ダウンロード、インストールしておいてください。

!! 情報の取り扱いに関する注意事項 !!

ご提供する記事は、転送、複写、転載、引用、翻訳、要約、改変その他の方法により、私的利用の範囲を超えて使用することはできません。また、公的文書（資料）は出典元をご確認、明記のうえご利用ください。

※上記のご利用条件を遵守いただけない場合は、サービス提供を中止するとともに、著作権法に従い所要の措置を取らせていただく場合がございますので、十分にご留意ください。また、本サービスによって、貴社または貴社の顧客等が損害を被った場合でも、当センターは一切責任を負いません。